山梨県保育協議会表彰規程

　（目的）

第１条　この規程は、県内保育所（へき地保育所を含む）に多年勤務する職員及び保護者で、特に業績顕著で他の模範として推奨するに足る者を本会会長が表彰及び感謝し、その功労を賞揚するとともに広く保育事業の振興発展を図ることを目的とする。

　（被表彰者の範囲）

第２条　次の各号に該当する者とする。

（１）県内の保育所（へき地保育所を含む）において、現に保育士または調理員等の職にあって１５年以上勤務し、業績が特に顕著な者。ただし、保育士については、資格取得後通算１５年以上勤務した者。

（２）その他、本会会長が特別功績顕著であると認めた者。

２　前項各号に該当する者のうち、次の各号によりそれぞれ社会福祉事業功労者として表彰された者は除く。

　　（１）厚生大臣及び全国社会福祉協議会長から表彰を受けた者。

　　（２）全国保育協議会長から表彰を受けた者。

　　（３）知事及び本会会長から表彰を受けた者。

　（感謝状贈呈者の範囲）

第３条　本会会長が感謝の意を表する対象となる者は、次の各号に定めるものとする。

　　（１）保育所保護者会役員として５年以上在職し、その功績顕著である者。

　　（２）その他、本会会長が認めた者。

　（被表彰者・感謝状贈呈者の推薦）

第４条　保育所の設置者または施設長は、第２条第１項第１号及び第３条第１項第１号に該当する者があるときは、別に定める様式により本会会長に推薦するものとする。

２　本会会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。　（表彰・感謝の実施及び方法）

第５条　表彰・感謝状は、山梨県保育大会等の際行うものとし、表彰状・感謝状に記念品を添えて贈呈する。

　（被表彰者・感謝状贈呈者の数）

第６条　表彰及び感謝状贈呈者の数は、予算の範囲内において本会会長がその都度定める。

　（選考委員会の設置）

第７条　表彰及び感謝の対象者を選考するため、本会会長の委嘱する者をもって選考委員会を設置する。

２　選考委員会に関することは、本会会長が別に定める。

　　　　付則

１　この規程は、昭和５７年１月１日から施行する。

２　この規程は、昭和６１年１２月９日一部改正。昭和６１年４月１日から適用する。

３　平成２０年１２月１６日名称改正。

　　（山梨県保育所連合会表彰から山梨県保育協議会表彰）